

第3章 施策の体系

1 基本方向

健やかな子どもを産み育てるため、妊娠、出産及び乳幼児期から青年期に至る一貫した母子保健活動の充実を図り、子育てに対する意識の啓発や相談支援体制を整備します。また、食育については、発達段階に応じた取り組みとして、健康と食事、食の安全、食の選択、食事づくり、食を大切に作る心の育成、環境問題等の展開を図ります。

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

母子を取り巻く環境は著しく変化しており、これに伴う育児不安や育児補完機能へのニーズの増大等の状況から、家族への育児支援、相談、指導體制の充実が必要です。このため、母子保健施策は、成長発達の評価、疾病の早期発見を行うだけでなく、育児不安の解消、育児に関する適切な情報の提供や育児に関しての指導等健全な生活習慣の確立と健やかに子どもを産み育てることができるよう支援します。

(2) 健康を守る健全な暮らしと環境づくり

健康的なライフスタイルは、乳児期からの保健指導のほか、家庭におけるしつけ、こども園、保育園(所)、学校等での生活指導や友人、地域の人々とのふれあい等を通じて形成されます。

母子の生活実態を把握するとともに、生活全体を見直し、健康への意識を高めていけるような施策の展開を図り、健全育成に向けて生命の基本的現象である生体リズムに基づいた子育て環境の改善まで包合した施策として推進します。

また、食習慣の形成時期である乳児期から正しい食行動に関する知識の習得と、様々な食体験を通じ、健全で豊かな食生活を実践できる「食を営む力」の育成のため、食育事業を推進します。

(3) 医療・福祉・教育との連携

効率性及び利便性を配慮した保健、医療、福祉、教育関係者並びに地域活動組織の連携を図るとともに、総合的なサービスを効果的に提供するため連絡調整機能を充実させ、包括的な保健、医療、福祉、教育との体制を確立し、母子に関わる総合的な施策を推進します。

2 基本目標

すこやかで 安心して いきいきと暮らせるまちづくり

- ◎ 母子保健の充実
- ◎ 母子医療の充実
- ◎ 母子福祉の充実

3 施策の内容

(1) 生命の尊厳・子育てについての意識啓発

将来、家庭を築き子どもを生み育てる人に対して乳幼児とのふれあい体験を行い、生命の尊さや人を思いやる心等を学習する場を提供し、生命尊厳と母性、父性の正しい意識の啓発を図ります。

子育ては家庭が基本となるので、男女共生社会の中で、父親も積極的に育児参加できるよう、家庭における役割や意識の啓発を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

妊娠、出産、育児または不妊の不安や悩みについて気軽に相談や情報等が受けられるよう、総合的な子育て相談等の充実を図ります。

母親、父親が子育てを楽しんでいると感じながら、親としての役割を遂行できるよう、子どもの健康問題の発見と解決に必要な情報の提供をするとともに、地域での子育て支援を推進します。

平成16年4月には児童虐待に関する法律が、また、12月には児童福祉法が改正されました。これらの改正では、住民に一番身近な市町村が、児童虐待相談も含めた児童相談における地域の窓口として位置づけられると共に、児童相談所の役割を、市町村の後方支援や要保護性の高い困難な事例への対応に重点化することが規定されました。今後は、虐待防止策をさらに推進するうえで、迅速・的確な援助を行っていくことが重要であることから、これまで以上に児童相談所等各機関の機能や役割、連携を強化します。

(3) 母子保健サービスの充実

近年の疾病構造の変化への対応や、生活の質を維持・向上させるため、それぞれの時期における精

神保健、歯科保健を含めた充実が望まれていることから、健やかな子どもを生ま育てるため、思春期から妊娠・出産・育児に至る一貫した母子健康管理の充実を図ります。

なお、思春期は、生涯にわたる健康な生活習慣を形成するために重要な時期であることから、学校保健との連携を図り、健康教育・保健指導の充実・強化を図ります。

(4) 母子医療サービスの充実

妊産婦及び乳幼児の心身の特性に応じた医療が適切に提供され、また、必要な時に利用できるような情報提供に努めます。

(5) 母子福祉サービスの充実

出産と子育ての経済的負担を軽減するため、妊婦及び乳幼児の医療費助成を行い、より適切な医療の確保を図ることで母子福祉の向上を目指します。

第4章 施策の推進体制

この計画は、子どもたちが生まれ育つ環境づくりの推進を図るため、当町が行う施策を明らかにするものです。

この計画の施策を推進するため、町民と行政が一体となって総合的かつ効果的に母子保健を推進します。

1 庁内の母子保健の推進

計画の推進にあたっては、学識経験者や保健・医療・福祉・教育関係者、その他の保健関係者より構成する「岩泉町健康づくり推進協議会」の意見を踏まえ、母子保健に関する実施体制の整備を図ります。また、子育て支援センターを子育て支援の拠点として、施策の推進を図ります。

2 人材の確保・充実

多様化するニーズに合わせた母子保健サービスを実現するため、医師・歯科医師等の専門技術職の計画的な確保や、専門的業務に係る教育・研修等による関係者の資質の向上に努めます。

3 啓発・普及

地域の自主的な活動を支援し、育児不安に対応するための情報交換を行いながら、地域活動を調整する人材育成を推進し、母子保健に関する意識の向上を図ります。

4 保健・医療・福祉・教育の連携

町民のニーズに対する適切なサービスの提供を行うため、母子保健、児童福祉、学校教育などに関する情報提供の実施及び関係機関との連携を図ります。さらに、生涯を通じた健康づくりを推進するため、医療機関との連携及び協力体制を確立します。